

わらベシステム継続利用申込書

年 月 日

利用約款を承諾し、以下の通りサービスを申し込みます。

①法人名／園名		印
②ご住所		
③代表者名		
④ご担当者名		
⑤ご連絡先電話番号		
⑥e-mailアドレス		
⑦サービス利用開始日	年 月 日から	一年間
⑧お支払い方法	<input type="checkbox"/> 月額	<input type="checkbox"/> 年額
⑨オプション	<input type="checkbox"/> 施設型給付納付金管理	

⑩動作環境

パソコン1	メーカー名	品名	機番
MicroSoft オペレーションシステム※	Windows 7 32bit／Windows 7 64bit／Windows 8.1 32bit／Windows 8.1 64bit Windows 10 32bit／Windows 10 64bit		
MicroSoft OfficeExcel※	Excel2010 / Excel2013 / Excel2016		

⑪メール送信環境

メールを契約している プロバイダー名	
大量メール送信の可否	可 ・ 否 (注 参照)

注)「否」の場合は、園相互連絡メールの送信時に、大量にメール送信する為、送信障害が発生する可能性がありますので、予めご了承下さい。

※該当する部分に○をつけて下さい

教育産業株式会社

〈教育産業使用欄〉

営業担当			管理部	システム開発	CSセンター	セットアップ
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

ソフトウェアサービス利用約款

第1条(適用)

1. 教育産業株式会社(以下「当社」という)は、この「ソフトウェアサービス利用約款」(以下「本約款」)により、インターネットを経由したソフトウェアサービス(以下「本サービス」)を提供する。
2. 本約款は、本サービスを利用するため、当社とお客様(以下「契約者」)との間の一切の關係に適用されるものとする。

第2条(約款の変更と告知)

当社は、契約者に事前の通知をすることなく本約款を変更することができ、変更された約款は、サービス用 web ページ(付則に記載)または、当社が定めた方法により契約者に通告するものとする。

第3条(利用契約の成立)

1. 利用契約は、契約者が所定の利用申込書に、所定の事項を記入し記名捺印した上、当社に提出し、当社が必要な審査・手続等を経た後に承諾することにより成立する。

第4条(サービスの開始)

本サービス利用契約は、利用契約の成立後、契約者が当社の定める本サービス利用のための手続を履行し、且つ該当する利用料の前納を確認した上で、本サービスの提供を開始する。

第5条(サービスの提供)

1. 当社は、本約款に定める規定に従い、契約者に対して継続的かつ安定的に本サービスを提供するものとする。なお、契約者の PC1 台につき付与した ID1 個に対し、本サービスを利用できるものとします。
2. 本サービスに関連するその他のサービスの提供を契約者が希望する場合には、当社と契約者の間で、かかる関連サービスについての料金と条件を別途協議し合意の上、提供するものとする。
3. 本サービスに関して、契約者と当社間に書面による別段の合意が存在する場合には、かかる別段の合意が本約款に優先して適用される。
4. 契約者は、本サービスの契約期間は利用開始日より1年間とする。当該期間満了後に本サービスを継続して利用する場合には、当社所定の手続きにより契約更新を行うものとする。当該期間満了後、更新手続なしには、本サービスを利用することはできない。

第6条(請求及び支払い)

当社は本サービスの当月分の利用料金の請求書を利用月の前月10日までに送付し、契約者は当社に前月末までに現金にて支払うものとする。支払いを要する額は当該利用料の額に消費税相当額を加算した額とする。

第7条(本サービスの不正利用の防止)

1. 契約者は、付与された本サービスのための ID およびパスワードを適切に管理し、外部に漏洩・流出させ、または正当な目的以外に利用されることを防止する措置を講じなければならない。
2. 契約者は、本サービスを利用した顧客の登録データに対する不正アクセス、秘密情報の不正取得などの防止に努め、十分な情報セキュリティ管理を行うものとする。当社が要求する場合には、契約者はその情報セキュリティ管理の状況につき当社に報告しなければならない。
3. 1項、2項の原因により第三者から当社に対して損害賠償等の請求がなされた場合には、契約者は、これにより当社が蒙った一切の損害(信用毀損を含む)、責任、費用(弁護士費用等の防御費用と損害拡大を防止し当社に対する社会的信頼を維持するための措置に要した費用を含む)を負担するものとする。第三者から当社に対する裁判外または裁判上の請求があった場合には、当社はこれにより予想される損害、責任、費用等の合理的な見積り額を、契約者に対して請求することができる。
4. いかなる場合にも、契約者の ID は変更することはできない。本サービスの ID が外部に流出し、且つパスワードの変更によっても契約者以外による不正利用を防止することができないと判断する場合には、当社は当該 ID を失効させることができる。この場合でも、当社は既に受領済みの年間利用料等の返金は行なわないものとする。

第8条(サービスの一時停止)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、本サービス提供を一時停止することができる。
 - (1)当社が利用するインターネット接続環境が通信事業者の事情により利用できないとき
 - (2)天災・戦争・動乱などによるサービス設備障害、および輻輳などによる回線障害が生じたとき
 - (3)本サービスの提供に用いるサーバー等のシステムについての故障やメンテナンスのとき
2. 本サービスの提供に関して、当社が所有する通信設備等によって、契約者への本サービス提供に影響を及ぼす恐れのある障害が発生した場合には、迅速な復旧の為に努力するものとする。

第9条(免責)

1. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む)について何らの保証責

任も負わないものとする。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。

2. 当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して契約者あるいは第三者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

3. 本サービスの利用に関連して、契約者が第三者に対して損害を与えたものとして、第三者から何らかの請求もしくは訴訟が提起された場合には、契約者自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとする。更に当社が請求もしくは訴訟の相手方とされた場合には、契約者はその処理費用の負担を含め当社を一切免責するものとする。

4. 当社はいかなる場合にも以下の損害についての責任を負わないものとする。

- (1) 特別な事情により生じた損害
- (2) 逸失利益
- (3) 契約者の情報等の損失により生じた損害
- (4) 契約者の過失により生じた損害
- (5) 契約者の責任により導入する関連機器に起因して生じた損害

第10条(サービスの廃止)

当社は、当社の都合により本サービスを廃止することができる。但し、契約者に60日前までに予告をするように努めるものとする。

第11条(サービス内容の追加または変更)

当社が必要と認めた場合には、サービスの追加または変更された事項をwebページに掲載するか、電子メールなどにより契約者に別途通知する。

第12条(契約者情報の使用に対する同意)

1. 当社は、利用申込書に記載された契約者の情報について、本サービスの提供およびこれに付随する目的に利用することができる。

2. 当社は、本サービスの提供に関連して、以下の各号に掲げる場合を除き、第三者に漏洩、配布しない。

- (1) 配送業務の為、必要最小限の契約者の情報(社名、氏名、住所、電話番号)を通知する場合
- (2) 法令に基づく正当な権限のある者による要請があった場合
- (3) 当社は、本条の目的のため、契約者の情報を必要とする期間、保有できるものとする。契約者に対して、実際にサービスが開始されなかった場合でも、当該情報は保管される。

第13条(使用記録内容)

当社は、本サービスの利用に関して、契約者の利用内容や利用記録内容を監視する義務を負わないが、監視する権利は有する。

第14条(知的財産権の留保)

1. 本サービスによって提供されるソフトウェア(以下「本ソフトウェア」)は、当社が所有権および知的財産権を有している。本ソフトウェアは、日本の著作権法や国際条約を含み、かつ限定されない法律によって保護されている。本ソフトウェアに関する著作権、ノウハウ、特許権、商標などの知的財産権は、全て当社およびそのライセンサーに留保される。

2. 当社は、本サービスの利用に必要な限度でのみ、本ソフトウェアの使用を契約者に対して許諾する。

3. 本サービスに関する商標、サービスの名称、ロゴ等に関する権利は、全て当社およびそのライセンサーに留保される

4. 契約者であっても、これらの知的財産の利用に関しては、当社の承諾なしには使用することはできない。特に、契約者によって提供される「ソフトウェアサービス」が、当社が行なうが如き誤解を与える記述や態様での使用は厳格に禁止される。

第15条(協議解決)

本約款の解釈に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し解決するものとする。

第16条(合意管轄)

本サービスの利用に関して、当社と契約者との間の紛争については、当社の本社を管轄する裁判所とする。

改訂履歴

1. 本サービス利用約款は2011年11月20日から施行する。